



審査のようなものに切りかえまして、事務の合理化、簡素化を図つてきておるわけでござります。それから、以前は全国にユーチャーがございましたので、各地に事務所なども置いてございましたが、これも逐次減らしまして、そういった業務を極力通産局のアルコール課に集約していくというふうなことで、従来とも事務の合理化、簡素化に努めまして、この部面でも人員の削減に努めてきております。

従来ともこれはやつてきておりまして、来年度につきましても、この移行過程で、やはり従来のような合理化を進めていく、こういうふうに予定しておりますわけでござります。

従来ともこれはやつてきておりまして、来年度につきましても、この移行過程で、やはり従来のような合理化を進めていく、こういうふうに予定しておりますわけでござります。

○石原(健)委員 その行政の簡素化ということでお、他の税務署にこういった仕事を委託するといいますか、移管するとか、あるいは専売公社と一緒にになってやる、こういったことについても質問したわけですねども、その辺はどうですか。

○石川(不)政府委員 お答えいたします。

エチルアルコールはお酒の成分になつておりますとして、非常に飲まれるということで、お酒の方には非常に高い税金をかけまして、國の財政收入を図つておるということでござります。片やお酒以外の用途にもいろいろ便利な物質としてたくさん使われておるということで、こういった方面には税金を含まない廉価なアルコールを供給する。しかししながら、そういった流通の過程で、そのアルコールがお酒の密造に使われたり、そういった不正使用がないということを確保いたしませんと、片や酒税の収入が確保できなくなる、こういったエチルアルコールの二面性がございまして、そういうことで、どこの国でも税制なり専売制を通して工業用アルコールの流通管理をやつているわけでございます。

わが国におきましては、昭和十二年にこの専売制度ができまして以来、こういった制度で運用しているわけでございまして、こういった専売制で運用しております国は、わが国だけでなく、西ドイツ、フランス、スウェーデン、そういうふたつありますけれども、その辺はいかがなんでしょう

ロッパ系の国はたくさんあるわけでござりますが、何らかのそういう流通管理が必要でござります。

そういうことで、仮にこれを税制に移しましても、酒税と一本化しましても同様の事務が必要でござります。同様の流通管理業務が必要でございまして、場合によりまして、各國の、イギリスあるいはアメリカのように、税制でやっていると政策事が多くなりまして、かつユーチャーにも負担がかかるというふうなことも考えられるわけでござります。こういったことで、私どもは専売制度でやつていいのやないかというふうに考えるわけでござります。

それから、専売公社の件が出たわけでございますが、経緯的に申し上げますと、昭和十二年に専売制度がしかれましたときには、大蔵省専売局の中にできたわけでござります。さらにその経緯をもつたたどりますと、こういったアルコールを大いに国でつくつて燃料政策としてやつておこうといふ発案は、当時の商工省にあつたようですがございまして、そういうものを法案化してやつていきましたときに、専売局の方でやろうということになつたわけでございますが、その後、昭和十七年に燃料行政の一元化ということで……。

○石原(健)委員 私、別に専売公社がどういう経緯でできたかなんということを御質問したのじやなくて、行政改革ということであれば、そういうところと体化する考えはどうかということをお聞きしただけなんですから、そういうわけいけないなことをまで言つていただきなくいいと思うのです。

次の質問に移りたいと思うのですけれども、それは税制と専売制との二通りがあると思いますけれども、どこの国でも大体はどちらか一本でやつているのじやないか、何も二本立てでやつてあるわけではありません。専売制を通して工業用アルコールの流通管理をやつているわけでございます。

わが国におきましては、昭和十二年にこの専売制度ができまして以来、こういった制度で運用しているわけでございまして、こういった専売制で運用しております国は、わが国だけでなく、西ドイツ、フランス、スウェーデン、そういうふたつありますけれども、その辺はいかがなんでしょう

うか。

○石川(不)政府委員 お答えいたします。

アルコールが使われます場合の酒類としての分野と、酒類以外の化学工業用あるいはそういった

野と、酒類以外の化学工業用あるいはそういった

分野というのは、二面性といいますか、違った使

われ方でございます。したがいまして、わが国で

はそれが二つの分野で管理されておるわけでござ

いまして、先ほども申し上げましたように、西ド

イツ、フランス、スウェーデン、そういうふたかな

国の国では、やはりわが国と同じように専売制を行つております。それで円滑な運用が行われておる

といふふうに考えております。これを一本化しま

しても、特段の行政簡素化の効果はないのではないか、こういうふうに考えておる次第でございま

す。

○石原(健)委員 一本化しても行政の簡素化的効果がないと申されましたけれども、今回、このアルコールの製造を新エネ機構に移管するというこ

とだつて何も別に行政の簡素化につながつてゐる

といふふうには受けとれないであります。

それで、能率化とか効率化ということも、今回

の目的とするところの一つのようでありますけれ

ども、本当に効率化してやつておこうといふふうには受けとれないであります。

されば、やはりそれなりに競争の原理なども取り入れられなければならないと思うのですけれども、今後こういった方向はどういうふうにされるおつもりなんでしょうか。

○真野政府委員 現在の国営アルコール事業につきまして、過去に相当な合理化、効率化を進めてきたことは先生御承知のとおりだと思います。引き続き今後の新エネ機構において合理化、効率化についてどういうことになるかということございませんが、一つは、まず從来からある技術的な改善、効率化というのは、新エネ機構のもとにおりて同じような努力をもつて続けられるべきものだと思いますし、また過去に、歴史的にそういう努力をしてきたことの引き続きがあらうかと思いま

す。

さらに、今回専売事業の中において製造事業を

分離するということになりますと、従来専売事業としての行政事務と、それから製造事業という私経済的な行為が併存しておつたわけであります。が、今回それを分離する形になりますので、国に残る専売事業というのは、行政事務という観点から公正、適正に行われる。他方、NEDOに移りました製造事業につきましては、むしろ企業的経営センスを基礎としまして一體的に運用される。それに伴いまして、たとえば現在国営事業でござりますからいろいろいろいろな経済行為について國の法律のいろいろの制限がござります。物品管理法でござりますとか國有財産法でございますとか、予算におけるチエックとか、これがNEDOへ移りました、そういう法的規制が必要でなくなり、むしろ経営的な観点から円滑かつ弾力的に行われるといふふうに考えております。これを一本化しまして、一層いわゆる私経営的な効率性の追求が可能にならうかと思います。さらに、今後の新しいNEDOにおきましては、単に工業用の発酵アルコールでなくて、将来NEDOの本業であります新エネルギー開発とともに、そういうものが将来に向かって芽を開く道が出て来る。こういう意味において、より一層この製造事業といふものが将来に向かって芽を開く道が出てくる。そういう意味におきまして、一方行政事務としての専売事業は、その行政事務としての適正な運用という形で明確に分離されて、國の行政として行われる。そういう意味において、行政の簡素化、効率化と同時に、専売事業の中における製造事業の効率化が図られる、こういうふうに期待しておるわけでござります。

○石原(健)委員 私は競争原理はどのように取り入れていくのかというふうに期待しておるわけでござります。

○真野政府委員　過去におきまして、発酵法によ  
らフレッシュの製造は民間二三社一二十、して、二

卷之三

ます。

治課題、経済課題の一つであろうと思つております

○真野政府委員　過去におきまして、発酵法によるアルコールの製造が民間において行われていた時期がございます。その後、石油化学法の発達に

いうふうにお考えになつておられますか。  
○真野政府委員 先生御承知のとおり、従来アル  
コールの製造事業、発酵アルコールについては国  
營でいたしておりました。したがつて、いろいろ

それで、通産行政もやはり国民みんながわかりやすい、納得できる形で今後とも進めていただきたいと思うので、さらに一層の御研究といいますか御努力をお願いして、質問を終わります。

治課題、経済課題の一つであろうと思つておりま  
す。特に日本の場合は、本質的にエネルギーにつ  
いては脆弱な体質をしておりますので、この面が  
見ましても、いまこう緩んでいるからといつて  
安心できる状況ではないですから、いまこの  
際にやはり代替エネルギーの開発促進等につい

からなければやめてしまう。国営事業で発酵アルコールを続けておりましたことが、時期的にはいわゆる石油化学法に比べてコスト的に割り高であつた時期がござりますけれども、そういう製造技術及び生産を続けておりましたことは、今回、石油価格の値上がりによりまして、石油化学法

公益性を失いまして、いわゆる私的経営のみの原理になりますと同時に、こういった公租公課の問題が出てまいります。そういたしますと、現在と違つて、逆にコスト的に非常に上がつてござるを得ない状況がございます。またそれに応じて、從来国営事業において配慮いたしてまいりました地元経済への配慮等公益的な側面が失われてしま

○清水委員 昨日からアルゴール専元法等の改正案をめぐって、同僚議員が種々の角度から質疑をしておりまして、法案の持つ条文的な意味合いについては大体お互いに理解をし合っているのだろうというふうに思います。しかし、エネルギー政策の基本にかかわる問題なりあるいは国営アルコール工場のNEDOへの移行をめぐる周辺の問題等については、まだ疑義が残っているよう思いますので、限られた時間ではありますが、それ

では積極的に取り組んでいかなければならない、油断のできない状況であると思います。五十七年度予算におきましても、政府全体としてもエネルギー対策はきわめて重要な八〇年代の課題ということで、ゼロシーゲーリングの中で一三%・エネルギーギー対策費を伸ばしておるわけありますが、これもそうした一つの基本方向を示すわけでありますが、通産省としても、エネルギーを扱う責任のある官庁といたしまして、いまこの時期こそまさに大事な時期である、こういうことで気を引き締

い企業化という考え方が出でてまいりだと思いますが、現状におきましては、国営アルコール工場の現在の能率なり技術という状況を考えますと、いわゆる石油化学法に比べまして、まだ若干の不利性は残つておるところでございます。今後の推移によつては、また発酵法によるアルコールの製造

ますし、その中におきまして非収益事業として行い、その結果としての収益は、現在の専売制度のもとにおいて専売益金という形で国家財政收入に貢献するという形で今後運営してまいる方が妥当であろう。現在の国営製造工場のシステムのもとにおきましても、専売制度の中におきまして専売益金という形で国庫に寄与しておるわけでござい

本題に入る前に、少し基本問題について大臣に所信をお尋ねをいたしますが、現在確かに石油情勢は需給緩和の基調にある。通産省自身もちょっと一服というふうな感じがしているのではないかと思いますが、中長期的に見れば、石油需給関係が依然として厳しく、逼迫を予想されることは、これは言をまたないですから、ある意味で言えば、今日のような落ちついた時期に思い切って

○清水委員　そこで、そういう基本的な立場に前  
提を置いて、「長期エネルギー需給暫定見通し」に  
触れでちょっとお尋ねをしておきたいのですが、  
きょうは新エネルギー機構絡みの法案審議の場面であり  
ますから、いわゆる新エネルギー等にしぼつてお  
尋ねをいたしますと、たとえば「新燃料油」「新エ  
ネルギー」、その他」という分類で、六十年度五百  
二十万キロリットル、全体のエネルギーに占める

国内の需要を体として全体の效率をより低廉供給の目的から見て、そういう民間の事業が必要になれば、その段階において考える必要があるとかと考えております。

貢益金という形で直接国庫に取納される形になりますので、そういう形で今後引き続き運営してまいつた方が、価格その他の変化なくスムーズに移行できるというふうに理解しておるところでございます。

ことを通しながら、エネルギー・多消費国であるわが国の国際的な責務を果たしていくことのない機会ではないか、こう見ていいわけですが、どうも察するに、石油情勢の緩和と相まって、そうした対応がちょっとと一服というようなことになつていて、のではないのか、こんな感じがしてならないもの

構成費としては〇・九%、六十五年度が三千八百五十万キロリッターで五・五%，こういうふうな見通しが示されているわけであります。これは順調にそういう方向に進んでいるのか。また私の感じで言えば、もうちょっと新エネルギー等のウエートを高めていいのではないか、こういう気持ちを持つておるわけですから、そういう意味で、

○石原(健)委員 このアルコール製造事業は非収益性事業といふに大体位置づけられており、ますけれども、なぜ非収益性事業としてありますけれども、なかなかなければならないのかということと、納付金が從来も納められていたようでありますけれども、こういう納付金を少しでも多くする努力が、この困難な財政状態を救っていくことにもつながるのではないか、財政再建にも寄与するのではないかと思うのでありますけれども、この点はどう

○石原(健)委員 時間が来ましたから質問を終わ  
りますけれども、どうもきのうも一日質疑を聞いて  
いても、今回の移管がなぜ行政改革になるの  
か、なかなか理解できなかつた。またいま質問し  
た結果も、何となく腑に落ちない面があるのです  
けれども、やはり新エネ機構は研究開発機関で  
あって、そういうところに木に竹を接ぐみたいな  
感じの事柄だからではないかと私は思うのであり

○安倍国務大臣 確かに世界情勢の中で、石油につきましては需給関係が緩んでいることは事実であります。お話をのように、中長期的に見れば、これはやはり非常に大きな八〇年代の最大の政

○小松政府委員 先生からお話をございましたように、昭和五十四年八月に総合エネルギー調査会からの報告をいただきました「長期エネルギー需給予測」では、資源開拓による供給の途筋が進んでいたのか、また秋の感覚で言えば、もうちょっと新エネルギー等のウエートを高めていいのではないか、こういう気持ちは持つておるわけですから、そういう意味で、今後この需給暫定見通しについて改定をする必要がないのか、こういう点を長官にお尋ねをしたいと思います。





売制度のものとで続けられておつた。これは工業用アルコールの供給ということでござりますが、他方、石油化学法に比べてコスト的に不利なものがある程度国営形態のものとで続けられておつた。ところが、その後の客觀情勢の変化によりまして、かえつてこれが非常に脚光を浴びる新しい技術の芽として生き得る方向が出てきた。そこがちょうど五十四年の時期において専売制を維持するという基本的な方向が出された。それと同時に新エネ機構が発足した時期が一つの屈折点になりますかと思います。

そういう意味で、先ほど申し上げましたように、全くの民営の企業は発酵法のものがコスト的に不利な状況でやめてしまつた。しかし、そういう技術の芽が国営工業という形で引き続き維持されてきて、それが新しい事態のもとで再び息を吹き返すというか脚光を浴びる、こういう事態になつたわけありますけれども、まさにそういう意味で、いままでの専売制のものとでの一つの技術的な成果が今後生かされる方向に出てきたということが申し上げられると思います。

そういう背景のものとで、現在の専売制を税制に改めるかどうかという議論を考えましたときに、現在の専売制の果たしております工業用アルコールとその他の飲用のアルコール、酒税との関係、これのために必要な流通規制ということを考えますと、現在の制度をあえて税制に改めて、新しい制度上の混亂とか、組織の変更に伴ういろいろの問題を引き起こすのは、かえつて行政上のロスにならうかと思います。そういう意味で、現在の専売制を基本的に維持するということは、今後とも必要であろうというふうに考えております。

○清水委員　さて、次に職員の取り扱いに触れて若干お尋ねをしたいと思います。

仄聞するところによりますと、NEDOへの移行をめぐつて残留希望者、つまり出向を希望する職員が非常に多いと言われております。私はその背景なり理由なりを私なりに考えたのでありますが、つまるところは、NEDO移行に伴う待遇ある

るいは労働条件と言つていいかもしませんが、そういうものは残念ながら今日までまだ明らかになつていらない、そういう不安の反映なんではないかという感じがしてならないのですね。

たとえばこの法律が成立をする。そうなると、ともかく移行するということだけが前面に出る、肝心の職員の処遇問題が後回しにされてしまう、そういうことが続いていくと、やはりNEDOへの移行をめぐつて職員の不安というもの除去する、あるいは克服するということができるないんじゃないかと私は思うのです。ですから、この点は最も優先的に、最も重点的に配慮をされてしかるべきことではなかつたのか、こう思うのであります、いかがでしよう。

○安倍国務大臣　これは非常に大事な問題でござりますから、私からまず基本的な考え方について申し上げます。

　　移行職員の新エネルギー総合開発機構における諸待遇につきましては、同機構において決められることになるわけですが、通産省としては、この移行職員の処遇につきましては、身分の変更に伴い不利益なことが生じることのないように配慮してまいりたいと考えております。同時にまた、钢管に伴うところの職員の処遇等につきましては、現在関係の省庁、新エネ機構、アルコール専売労働組合等各方面との間で所要の検討、調整等を進めておるところでございます。私は、円満に移行が完了する、そうして移行後も自信を持つて働くいただける、こういったために通産省としてもできだけの調整、配慮はしていかなければならぬい、その責任もある、こういうふうに考えておるわけです。

○清水委員　大臣から基本的な姿勢を伺つたわけであります、問題は、そうした基本的な姿勢のつとつてどう具体的に対応するか、ここがボイントだらうと思うのです。率直に申し上げて、昨日も大臣がいみじくも触れておられたわけですが、現在の国営アルコール工場の職員の立場から言えど、公務員として生涯にわたつてアルコール

この製造に従事をする、政府職員として全うする。こういう気持ちであつたことは間違いないわけですね。ところが、國の方針なり政策なりが転換をする、そのことを通して、不本意ながらもその職員が新工本機構等へ移行を余儀なくされる。この点が非常に重要なところですから、その場合は、何といつても移行を余儀なくされる立場に立つ職員の上に、いま大臣も触れておられますように、何らの不利益も生じるようなことがあつてはならないし、また安心のできないような状態が残つてはならないと思うのです。ですから、私は、いま大臣が言われるよう、速やかに安心のできるような労働条件あるいは環境づくりのために、現に存する労働組合と政府がピッチを上げて、まだ詰まつていない点を煮詰めていただく。そういう中で、身分なり処遇なりについて万遺憾のないように対処してもらわなければならぬ、これが一つなのです。

それからいま一つは、たまたま三百何人かの方が残留をされるわけですね。これらの方々は、いまで一定の団体行動権もあつたが、今度は一般の会計職員というのですか、公務員に処遇が変わる。給与についても、給与法によって格づけをされしていくのだろうというふうに思うわけでありますが、そういう残留される人についても、他との不均衡があつてはならないと僕は思いますから、そういう点はきちっとしてもらわなければならぬい。

それからいま一つは、ごく常識的に考えれば、NEDOにはNEDOとしての就業規則もあれば、給与規程なども当然あるわけでしょうから、NEDOの職員になるわけなのだから、本来的に言えば、そういう諸規程が適用されるというのが平たく考えてあたりまえのことだらうと思ひますね。ですから、そういうような方向で、ともかく基本的には、いま大臣が言われているわけですが、そういう立場を損ねないで、いま私が個々に触れましたけれども、そういう点について局長の

○ 真野政府委員 先生御質問の第一点の、NEDO 移行後の諸待遇についての検討でござりますが、新しい NEDO の機構の中において、今度移行する 国営アルコール工場の職員の待遇をいかにするかということについては、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたが、現在関係省庁、NEDO、それから組合等と精力的に話を進め、調整を進めているところでございます。基本的に申し上げまして、現在の NEDO におけるいろいろな職員待遇の条件と現在のアルコール製造事業における職員の諸待遇、この辺との調整であろうかと思いますが、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、基本原則は、不利益のないように最大限の配慮をしていくという形でまとめたいということで、関係方面と折衝をいたしております。

第二に、残留する職員でございますが、これも御指摘のよう、現業職員から一般職の職員への移行ということになろうと思いますが、この点については、今後行われます通常のアルコール専売業務という行政事務でございますので、その行政事務に従事する一般の職員の待遇と不均衡のないように今後とも扱われるよう措置してまいりたいと思います。

それから第三に、現在の NEDO の勤務条件でございますが、NEDO としては、今まで新エネルギー開発という業務、研究開発業務を中心にしておる機構でございまして、製造事業といふ新しい業務の条件で、必ずしもそれにマッチしないとか、それに対しても十分な点もあるかと思ひます。この点については、機構の当局と現在の勤務条件を知つております私どももと綿密に調整をして、必要なものは新しくつくるというようないとも含めてお願いしてまいります。

○ 清水委員 いまの点に関連をして、もう一点点だけちょっと聞いておきたいのですが、残留された方については、他の一般職との間に不均衡を来さ

ないように措置をする。同様な意味で、NEDOに移る者についても、NEDOの職員との均衡というものが十分配慮されなければならぬと思うのです。この点はそういう理解でよろしいわけでしょうか。

○真野政府委員 御指摘のように、NEDOの職員の現在置かれている待遇と、現在アルコール国営工場に従事している職員との待遇の間にどういう格差があるか、あるいはどういう違いがあるかということも現在検討しております。ただ、基本的に申し上げまして、NEDOの方は研究開発、技術開発、あるいは昔ございました石炭合理化事業団の職務という形で、一種の行政事務に近いところもございますが、そういう職務と、今度の製造事業という現業職務とは、おのずから職種の差によつて考え方いろいろ違つてまいる、ある面では違つた勤務条件も必要になつてまいると思いますので、そのいろいろな細部も含めた上で総合的にバランスをとるようにいたしたいと考えております。

○清水委員 そこで、もう一つ局長にお聞きをし

たいが、さつき私が申し上げたような背景もあつ

て出向を希望する者の数がかなりあると思いま

す。しかし、私が指摘をしたような点について、

銳意積極的に、しかも急速に組合なども問題点

を詰めてもらつて、解決すべき問題が解決され

ば、多少なりともそれは情勢の変化というのが起

ることと思います。起こると思いますが、それで

もなお個々人によつては特別な事由などをもつて

出向を希望するといふような者が残ると思うのですね。私はその場合、まず基本的に、当該本人の

意思というものを尊重してかかる。尊重してどう

対応するかということは、それはケース・バイ・

ケースということもあるかもしませんが、原則

は、本人の意思をそんたくしながら出向の問題

等について処理していくのだ、こういうことが

この種の場合の人事の常識だらうと思うのであります

が、いかがでしようか。

○真野政府委員 現在、御指摘のようないわゆる

出向制度が政府職員と特殊法人の間にござります。ただし、この出向制度というのは、業務の必要に基づいて行われるべき筋合いのものでござりますので、基本的には、その枠組みを基礎として考へる必要がありますが、ただ、今回のように、從来國営企業の従業員として、國家公務員として働いてまいりました者が、移行するに当たりましていろいろな不安感を持つのはやむを得ないところだと思います。私どもとしては、基本的には、新しい職場環境、勤労条件が安定したものであり、発展するものであり、かつ安心して移れるような環境をまずつくることが先決であるかと思いまして、そういう意味での方向なりいろいろな待遇についての検討を意図しておるわけでございます。そういう中におきまして、先ほど申し上げました出向制度の基本原則とあわせまして、必要に応じた出向制度も考えてまいるというふうにいたしたいと考えております。

○清水委員 さてそこで、次に、今後のアルコー

ル事業のあり方に関連をして、ちょっと聞いておきたいことがございます。

アルコール専売法の一部改正案を見ますと、二

十九条ノ三において「アルコール製造業務ニ関ス

ル經理ニ付テハ之ヲ其ノ他ノ經理ト区分」をする

ことになつております。また政府がNEDOから

買い上げるいわゆる買い上げ価格というものは、

原価主義を採用する。必ずしも利益を見込まな

い、こういう立場に立つてゐるわけですね。そ

うだとすると、たとえば今後設備を更改をする、あ

るいは供給量を拡大をせざるを得ないという場合

における設備の拡張、あるいは先ほど来触れて

いたしますと、かつてはアルコールの生産技術等

は國営工場の方が全体として進んでいたし、各種

の特許も有してゐる、こういふうに聞いていた

のですけれども、しかし、どうも最近は、研究開

発の設備あるいは要員等の面でややおくれをとつ

て、私も専門家じゃありませんからよくわからな

いのですけれども、たとえば無蒸煮発酵——これ

は専門家だから解説をしなくてもわかると思う

が、無蒸煮発酵といった技術では、明らかに昨今

ではサントリーニ一步おくれをとつてゐるとい

うように伝え聞いているわけなんありますが、も

しそうだとすると、僕はやはりそうした生産技術

の進歩を図つていくためにも、必要な設備を確保

する、そのためのまた必要な技術者などの要員も

確保していくと、時代の趨勢におくれを來すということにな

りやせぬか、こう思うのですが、いかがでしよう。

○石川(不)政府委員 お答えいたしました。

最近の私どもの方におきます技術開発の状況

と、民間でやつておられますことの状況につきま

して、いま先生からちよつとお話をございました

が、残念ではございますが、見方によりましてそ

ういう点もあるうかと存じます。ただ、私ども銘

条件を確保する」と非常に重要ななんじやない

か、私はこう思うのですが、大臣、どうでしよう。

○安倍国務大臣 これはこれまでの三公社五現業

まつたら、それはコストの中へ織り込む。ただ基

本は、発酵用アルコールにつきまして、消費者の

ために低廉、安定な供給を図るということをごさ

いますから、客観的な目で見て適正な範囲にとど

めるべきだと考へております。

他方、御指摘の新しい燃料アルコールの開発、

これは先ほど御答弁申し上げましたように、かな

り総合的かつシステム的な分野の広い研究開発、

技術開発を必要といたします。その分野につきま

しては、アルコールの価格の中に反映させること

はむずかしいかと思います。これは別途いわゆる

研究開発段階の投資として、これをどう扱うか、

きたいことがございます。

アルコール専賣法の一部改正案を見ますと、二

十九条ノ三において「アルコール製造業務ニ関ス

ル經理ニ付テハ之ヲ其ノ他ノ經理ト区分」をする

ことになつております。また政府がNEDOから

買い上げるいわゆる買い上げ価格というものは、

原価主義を採用する。必ずしも利益を見込まな

い、こういう立場に立つてゐるわけですね。そ

うだとすると、たとえば今後設備を更改をする、あ

るいは供給量を拡大をせざるを得ないという場合

における設備の拡張、あるいは先ほど来触れて

いたしますと、かつてはアルコールの生産技術等

は國営工場の方が全体として進んでいたし、各種

の特許も有してゐる、こういふうに聞いていた

のですけれども、しかし、どうも最近は、研究開

発の設備あるいは要員等の面でややおくれをとつ

て、私も専門家じゃありませんからよくわからな

いのですけれども、たとえば無蒸煮発酵——これ

は専門家だから解説をしなくてもわかると思う

が、無蒸煮発酵といった技術では、明らかに昨今

ではサントリーニ一步おくれをとつてゐるとい

うように伝え聞いているわけなんですが、も

しそうだとすると、僕はやはりそうした生産技術

の進歩を図つていくためにも、必要な設備を確保

する、そのためのまた必要な技術者などの要員も

確保していくと、時代の趨勢におくれを來すことにな

りやせぬか、こう思うのですが、いかがでしよう。

○石川(不)政府委員 お答えいたしました。

最近の私どもの方におきます技術開発の状況

と、民間でやつておられますことの状況につきま

して、いま先生からちよつとお話をございました

が、残念ではございますが、見方によりましてそ

ういう点もあるうかと存じます。ただ、私ども銘

意ただいまの無蒸煮発酵にいたしましても研究しておりますが、実際規模の工場で試みております。ある程度成果が上がってきております。

今後の問題でございますが、こういった開発を進めさせていただきますためには、やはり設備の強化、それから人材の強化が大変大切だと思っております。移管後、NEDOの方におきまして、そういうう方向で一層充実した運用が図られるよう期待をこなしておきます。

○清水委員 それでは、最後になりますが、これは新エネ機構の業務にかかるところでちょっとお尋ねをしておきたいのですが、一昨年の八月の

デーのプラントの工事に取りかかっておるわけですが、ござります。五十八年の七月には第一次水添という前半の処理装置が完成する予定になつております。なお五十九年の十二月には全体が完成するという予定でござります。運転でございますが、五十八年七月に第一次の水添部分の運転を開始いたしまして、いろいろデータをとるとともに、さざいします。三月には一応終了するという予定でおるわけでござります。

トがだんだんに始動をしていくわけでありましょ  
うが、先の見通しになるのですけれども、液化油  
のトン当たりの収率の見込みというのはどの程度  
に見込んでいるのでしょうか。

○石坂政府委員 乾燥した褐炭一トン当たり液化  
油が三バレルというように予定しております。

○清水委員 そこで、最後になりますが、実用化  
の時期、これはいつころに踏んでいるのでしょうか。

○石坂政府委員 実用化という言葉は大変むずか  
しい言葉でございまして、どういう点を実用化と  
みなすかという点にも問題がございますけれど

○渡部委員長　これより討論に入りますが、討論の申し出があれませんので、直ちに採決に入れます。

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○渡部委員長　起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○遠部委員長 この際、本案に対し、梶山静六君  
外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・  
国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・  
民主連合の五派共同提案による附帯決議を付すべ  
しとの動議が提出されであります。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。梶山  
静六君。

まず  
案文を朗読いたします。  
アルコール製造事業の新エネルギー総合  
開発機構への移管のためのアルコール專  
売法等の一部を改正する法律案に対する  
附帯決議（案）

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

二 新エネルギー総合開発機構へ移行する職員の移行の際及び移行後の処遇については、身分の変更に伴い不利益になるようなことがないよう十分配慮すること。

### 三 石油代替エネルギーとしてのバイオマス・

○清水委員 そこで、これからパイロットプラン

### 三 石油代替エネルギーとしてのバイオマス・

エネルギーの重要性にかんがみ、そのエネルギー政策における位置づけを明確にし、総合的な研究開発を推進するよう努めること。

#### 四 新エネルギー・総合開発機構の新エネルギー開発等の業務運営にあたつては、短期的なエネルギー情勢に左右されることなく、長期的

視点から積極的かつ効率的な事業展開を図ることができるよう措置すること。

今後、新エネルギー開発等の業務に支障を生ずることのないよう十分留意すること。

以上でございます。

附帯決議案の各項目の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細の説明は省略させていただきます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○渡部委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

梶山静六君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○渡部委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安倍通商産業大臣。

○安倍国務大臣 ただいま御決議をいただきまして附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、万全を期する所存でございます。

○渡部委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長 御異議なしと認めます。よつて、

#### 〔報告書は附録に掲載〕

○渡部委員長 次に、内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び小規模企業共済法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。安倍通商産業大臣。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 小規模企業共済法の一部を改正する法律案

#### 〔本号末尾に掲載〕

○安倍国務大臣 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業信用保険制度は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑に行うため、全国各地の信用保証協会が行う中小企業者の債務の保証について、中小企業信用保険公庫が保険を行う制度として創設され、現在約十兆円に及ぶ保険規模に達しております。

最近の中小企業を取り巻く経営環境は、依然として厳しいものがあり、信用補完の面におきましても、中小企業の資金需要への的確な対応の必要性がますます高まつてきております。本法律案は、このような観点から中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。中小企業が今後健全な発展を遂げるためにも、エネルギーコストの低減を図ることがきわめております。

第一は、エネルギー対策保険制度の創設であります。中小企業が今後健全な発展を遂げるためには、エネルギーコストの低減を図ることがきわめております。

て重要であります。このような観点から、省エネルギー施設または石油代替エネルギーの利用施設を設置しようとすると中小企業者の信用力を補完するにあたり、新たな保険制度としてエネルギー対策保険を創設することとしております。この保険の付保限度額は一億円、てん補率は八〇%となつております。

第二は、倒産関連中小企業者の範囲の拡大であります。冷夏、豪雪その他の突發的事由により、特定の地域の相当部分の中小企業者の経営の安定に支障を生じている場合に、当該地域における特定の業種に影響を及ぼしているときには、当該業種に属する中小企業者に対して、さらにその地域において業種横断的に影響を及ぼしているときには当該地域に事業所を有する中小企業者に対しは、それぞれ、通常の付保限度額のほかに別枠で利用できる倒産関連保証の特例が適用できるよう、倒産関連中小企業者の範囲を拡大することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づいて、毎月掛金を積み立て、廃業や死亡といった有事の事態に備えるという共済制度であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいます。

○渡部委員長 次回は、来る四月六日午前九時五十分に理事会、午前十時に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十分散会

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律

い、必要な改正を行ふために、この法律案を提案いたした次第であります。

改定の趣旨は、最近における所得や物価の推移などの経済事情の変化、小規模企業者から本制度に対して常日ごろから寄せられております要望などを勘案し、本制度の一層の整備を図らうとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。まず第一に、掛金月額の上限を現行の三万円から五万円に引き上げることであります。これに伴いまして、共済金の最高額も引き上げられることとなり、税制上の優遇措置と相まって小規模企業者にとって大変魅力ある制度となると考えております。

次に、共済金の受給のために必要な掛金納付月数を十二月から六月に引き下げるることであります。第二は、共済金の届け出義務違反には罰則を適用することとしております。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいます。

第三は、第一種共済契約者につき、いわゆる法人成り等の事由が生じた場合、現行法におきましては、中小企業事業団が共済契約を解除することとし、このために、共済契約者は届け出義務を課し、届け出義務違反には罰則を適用することとしておりますが、かかる場合には共済契約は自動的に解除されたものとみなすこととし、かかる場合の共済契約者の届け出義務を廃止することであります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいます。

○渡部委員長 次回は、来る四月六日午前九時五十分に理事会、午前十時に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

九

六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三、災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして通商産業大臣が指定するものに起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として通商産業大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

四、災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かく、その他の突発的に生じていると認められる地域として通商産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者である、かつ、当該中企業に係る取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

第三条第四項中「第三条の六第二項」を「第三条の七第二項」に改める。

第三条の二第三項中「又は第三条の五第一項」を「第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の六第一項」に改める。

第三条の三第一項中「新技術企業化保険又は第三条の六第一項」を「エネルギー対策保険、第三

条の六第一項に規定する新技術企業化保険又は第三条の七第一項)に改め、「同条第二項中「又は第三条の五第一項」を「第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の六第一項」に改め、同条第三項中「又は第三条の五第一項に規定する債務」を「第三条の五第一項又は第三条の六第一項に規定する債務」に、「又は第三条の五第一項に規定する債務」を「第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険」を「第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の七第一項」に改める。

三条の五第一項に規定する新技術企業化保険又は第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の七第一項に規定する新技術企業化保険又は第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険」を「第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険」を「第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の七第一項」に改める。

エネルギー対策保険」という。について、保証をした借入金の額(手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2、公庫とエネルギー対策保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く)をした場合において、当該保証をした借入金の額が一億円(当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保険関係が成立している場合にあつては、一億円から当該保険関係における保険金額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

(エネルギー対策保険)

第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用を加え、同条を第三条の六とし、第三条の四の次に次の二条を加える。

第三条の六を第三条の七とし、第三条の五第一項中「前条第一項」を「第三条の四第一項」に改め、「公害防止に要する費用」の下に「又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用」を加え、同条を第三条の六とし、第三条の七第二項」に改める。

3、第三条第三項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条、第七条、第九条から第十一条までの規定及び第十三条中「公害防止保険」の下に「エネルギー対策保険」を加える。

(附則)

第一項 この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

第六条 第二項中「公害防止保険」の下に「、エネルギー対策保険」を加える。

(特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第一条 第二項中「公害防止保険」の下に「、エネルギー対策保険」を加える。

(施工期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条 第二項中「公害防止保険」の下に「、エネルギー対策保険」を加える。

(特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第七条 特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

(産地中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第八条 産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

(産地中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第六条 第二項中「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に、「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に、「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に、「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「公害防止保険」の下に「、エネルギー対策保険」を加える。

(産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第四条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第九条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

中小企業事業団法の一部改正

**第九条** 中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

中華書局影印  
新編全蜀王集

三条の七第一項に改める。

理  
中

中小企業信用保険について、エネルギー対策保険の制度の創設及び倒産関連中小企業者の範囲の拡大を行い、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法の一部を改正する法律  
昭和四十年法律第二百二号

第七条第一項中「又は第三項」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「事業団は、」を削り、「を解除しなければならない」を「は、当該事由が生じた時に解除されたものとみなす」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

理  
用

「ものとみなされた」を加える。

第十三条第一項中「第七条第三項第一号」を「第

七条第四項第一号」に改める。

第二十四条 削除

附  
則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正前の小規模企業共（以下「旧法」という。）の定めるところに

締結された共済契約であつて、この法律の施行前にその共済契約者に旧法第二条の三各号若しくは第二条の四各号に掲げる事由が生じたもの又は旧法第七条第三項若しくは第四項の規定により解除了したものに係る共済金又は解約手当

金の支給については、なお従前の例による。

3. 旧法の定めるところにより締結された第一種共済契約であつて、この法律の施行前にその共

済契約者に旧法第七条第三項各号に掲げる事由が生じたもの（前項に規定するもの及びこの法

律の施行前に同条第二項の規定により解除されたものを除く。)につれては、この法律の施行の

時に解除されたものとみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則適用については、なお従前の例による。

理由

最近における経済事情の変化に対応して小規模企業共済契約の掛金月額の最高限度を引き上げるとともに、共済金の支給要件を一部改善する等の

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下に「ものとみなされた」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同項第三号中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改め、「解除された」の下に

昭和五十七年四月十日印刷

昭和五十七年四月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K